

## 質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	単価番号60特一(1)週休2日推進に係る補正額及び単価番号62特一(2)週休2日推進に係る諸経費補正額は、調査基準価格を算出する際、直接工事費の算入率(10分の9.7)の対象となるのでしょうか。また、60特一(1)は、共通・現場・一般の経費対象で、62特一(2)は、共通・現場・一般の経費対象外と考えてよろしいのでしょうか。	調査基準価格算出時にはどちらも直接工事費の対象となります。また、単価番号60特一(1)週休2日推進に係る補正額は共通仮設費・現場管理費・一般管理費が経費対象となり、単価番号62特一(2)週休2日推進に係る諸経費補正額は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象外となります。
2	「設計図2/30・数量総括表(1)」の奈井江砂川IC～滝川IC 走行KP69.347～KP69.894に於いて、交通規制I×1×1Aに対応する交通監視員A2が計上されていませんが、計上なしで宜しいのでしょうか、ご教示下さい。	奈井江砂川IC～滝川IC 走行 KP69.347～69.694については、必要人数を計上します。 R4.1.31付で公告図書を訂正しております。
3	「設計図7/30・数量総括表(6)」の深川IC～旭川鷹栖IC 走行KP102.400～KP102.650に於いて、交通規制I×1×1Aに対応する交通監視員A2が1人、計上されていますが、特記仕様書P.36の表では、美唄IC～士別剣淵ICで2人となっております。どちらで積算されていますか、ご教示下さい	交通監視員A2が2人と交代要員1人で、3人となります。 R4.1.31付で公告図書を訂正しております。

4	伸縮装置取替に使用する、橋梁レベリング層用混合物（特記仕様書P. 29の表）の合材単価は公表されますか、ご教示下さい。	公告図書において、橋梁レベリング層用混合物は伸縮装置取替のみに使用予定であるため材料単価の公表はしていません。
5	設計図書（数量総括表（4））のうち、「産化美唄川橋 下り 追越」の施工年度がR5と記載されていますが、R4の間違いではないでしょうか。R5が正しいとすると、その前後のR4施工の切削オーバーレイA1-1の車線規制が足りないのではないのでしょうか。ご教示お願い致します。	施工年度はR4年度となります。 施工については、KP56.700～56.900の規制に併せて実施します。 R4.1.31付で公告図書を訂正しております。
6	設計図書（単価表）のうち、32～35番「伸縮装置取替M1」の各項目には、旧伸縮装置の廃材運搬費、カッター、既設舗装の撤去及び運搬、処分費は含まれていますか？ それとも割掛工事費として設計変更で計上になるのでしょうか。ご教示お願い致します。	土木工事共通仕様書17-3-6（3）に記載のとおり、各単価項目に計上しております。
7	設計図書（単価表）のうち、36番「伸縮装置取替M2」には、旧伸縮装置の廃材運搬費、処分費は含まれていますか？ それとも割掛工事費として設計変更で計上になるのでしょうか。ご教示お願い致します。	土木工事共通仕様書17-3-6（4）に記載のとおり単価項目に計上しております。
8	設計図書（数量総括表（6））のうち、常盤TN、江丹別TN、嵐山TNの交通監視員A3が計上されていませんが、設計変更で計上になるのでしょうか。ご教示お願い致します。	常盤TN、江丹別TN、嵐山TNの施工については、必要人数を計上します。 R4.1.31付で公告図書を訂正しております。

9	設計図書（閲覧のアスファルト混合物の材料単価）に、橋梁レベリング層用混合物がありませんでした。ご教示お願い致します。	番号4の回答をご確認ください。
---	--	-----------------

以 上